

(素案)

(仮称)流山市
健康づくり支援計画

(健康増進計画・食育推進計画・歯と口腔
の健康づくり推進計画・母子保健計画)

—平成27年度～平成31年度—

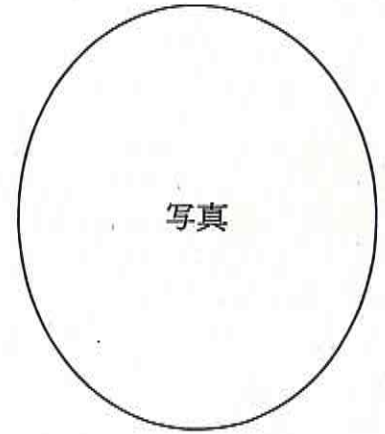
(第1期計画)

みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり

平成27年3月

流山市

はじめに



平成27年3月

流山市長 井崎 義治

◇目次

はじめに

第1編 総論	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
第2章 基本理念と基本目標	4
1 基本理念	4
2 基本目標	5
3 施策の体系	
4 ライフステージの設定	
第3章 流山市の現状	
1 人口構造の状況	
(1) 総人口の推移	
(2) 年齢別人口の推移	
(3) 出生数と出生率	
(4) 死亡数と死亡率	
2 要支援・要介護認定状況	
3 各種健(検)診の状況	
(1) 各がん検診受診率	
(2) 特定健康診査受診率・特定保健指導利用率	
(3) 歯周病検診受診	
(4) 1歳6か月児健康診査受診率	
(5) 3歳児健康診査受診率	
4 調査結果からみられる市民の状況	
(1) 調査の概要	
(2) 健康リスクの傾向分析	
(3) 調査結果からみられる市民意識	

第2編 各論

第1章 自分の健康を守り、いきいきと充実した健康生活の推進

第2章 健全・健康な食生活を目指す取り組みの推進（食育推進）

第3章 自分と大切な人を守るために、生活の中からたばこの煙を減らす
取り組みの推進（受動喫煙防止）

第4章 こころの健康を保ち、楽しみを持っていきいきと自分らしく過ご
せるための取り組みの推進

第5章 体を動かす楽しさを見つけ、継続的な運動習慣を身につけるため
の取り組みの推進

第6章 歯と口腔の健康づくりへの取り組みの推進（歯科保健の推進）

第7章 すべての子どもが健やかに育つための取り組みの推進

（母子保健の推進）

資料編

- 資料1 流山市福祉施策審議会
- 資料2 流山市健康づくり推進協議会
- 資料3 流山市諸計画策定委員会
- 資料4 計画の策定過程
- 資料5 答申書
- 資料6 アンケート調査結果のポイント
- 資料7 用語集

第 1 編：総論

第1章 策定の趣旨

1 計画策定の背景

我が国は、多くの先進国が直面している人口の課題同様、「少子高齢化」が課題となっており、平均寿命は世界のトップクラスとなっています。流山市においても、高齢化率は年々増加しています。その反面、ＴＸの開通後は、若い世代の転入が増え、人口ピラミッドの構造は国とは異なる様相も見せています。そのようななか、市民の健康自己管理意識や健康意識が高まり、効率的な健（検）診の実施方法や健康に関わる情報の提供など、一人ひとりに対する健康づくりへの支援が求められています。

市民はみんな「いつまでも健康で生活したい」と望んでもいます。その願いを実現させるために、乳幼児期から高齢期までの一生涯を通じた健康づくりへの取り組みが必要です。

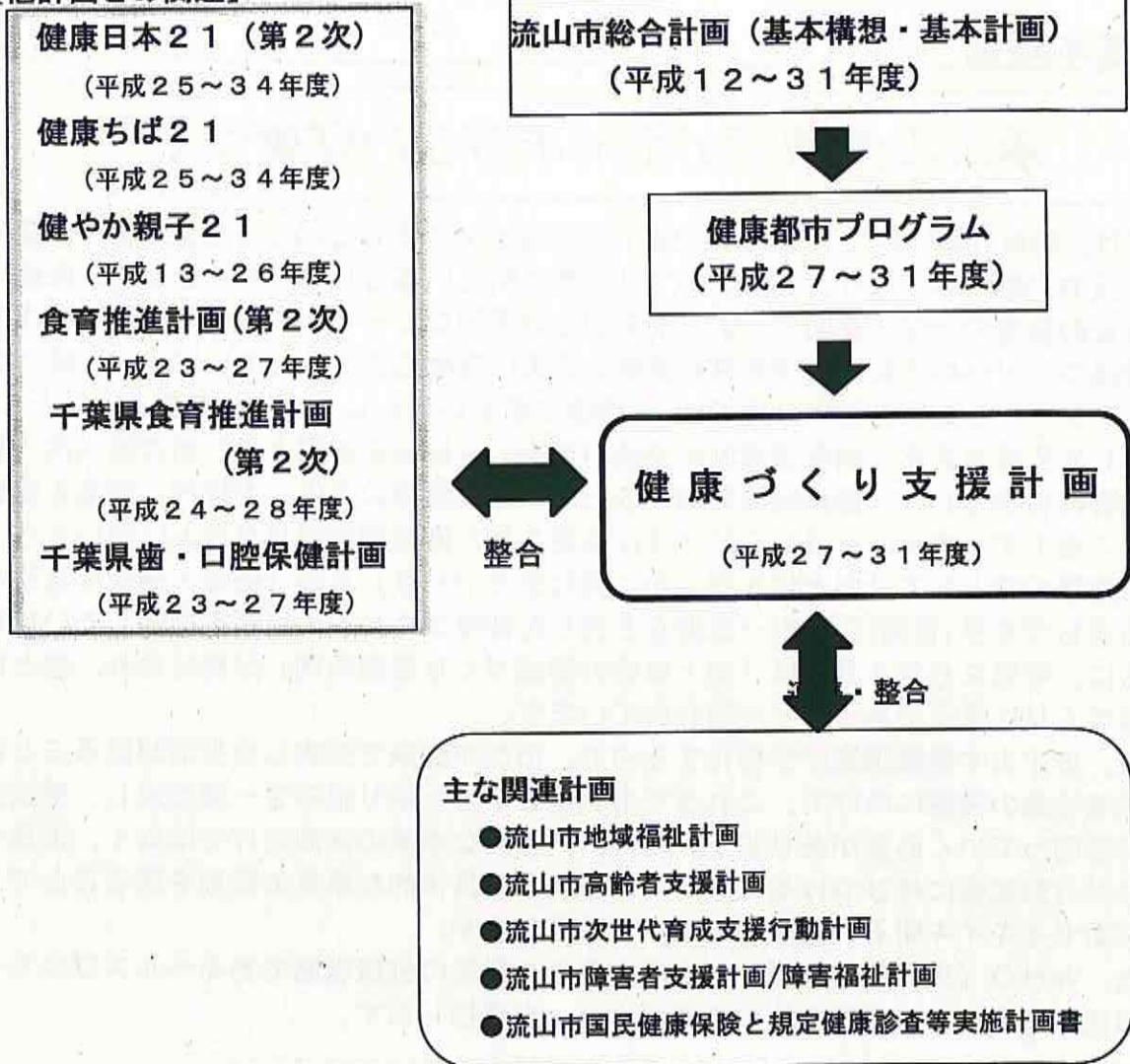
こうした状況のなか、本市においても平成20年7月に「健康都市プログラム」が策定され、「健康都市」をめざし、様々な取り組みが行われてきました。今回、「健康都市プログラム」の第2次策定に合わせ、より具体的な健康施策の推進のため、「健康づくり支援計画」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

健康づくり支援計画は、法定計画として健康増進法第8条に規定する住民の健康の増進の推進に関する施策について定める「健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に規定する当該市の区域内における食育の推進に関する施策について定める「食育推進計画」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知により市町村が策定するものとされている「母子保健計画」、さらに流山市歯と口腔の健康づくり推進条例第9条に規定する市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために定める「歯と口腔の健康づくりのための基本計画」を一本化した計画です。

なお、この計画は、市の最上位計画である「流山市総合計画」との整合性を図った、分野別計画の位置づけとなります。

【他計画との関連】



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とし、策定します。



第2章 基本理念と基本目標

1 基本理念

みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり

本市は、総合計画の中で、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」を保健福祉部門施策の大綱として掲げ、そのなかで「健康で明るい暮らしづくり」として、保健・医療・福祉の施策の一体化を図り、より効率的で効果的なサービスの提供や市民への疾病予防や健康づくりへの啓発、健康教育事業等の充実に努めることとしています。平成22年度からスタートした後期基本計画では、「健康で明るい暮らしづくり」の基本方針として、「安心して受診できる初期医療体制の整備の推進」、「健康意識向上のための健（検）診や健康教育等の実施」や「健康意識の向上のための健康情報の提供」を掲げ、施策を進めているところです。また、平成20年7月に策定された健康都市プログラムにおいても、健康都市施策の柱として「心と体を健やかに育むまちづくり」及び「健全・健康な食生活を進めるまちづくり」を掲げ、人の一生涯をとおした健康づくりへの施策を推進しています。

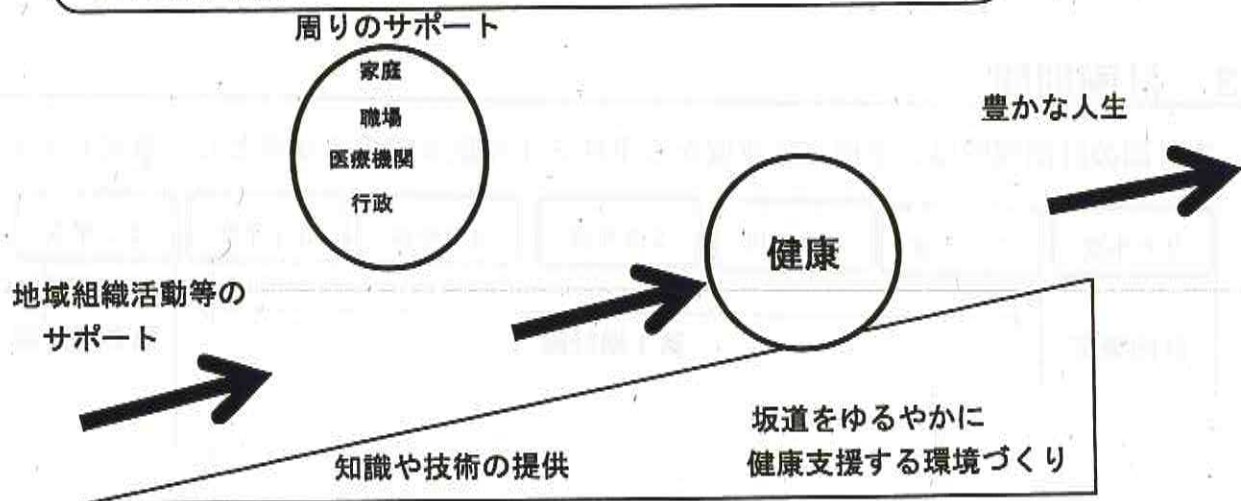
さらに、平成26年7月には「歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行され、歯と口腔が健康づくりに重要であることが謳われています。

今後、ますます健康課題が多様化する中で、市民が健康で充実した生活を送ることができ、地域社会の実現に向けて、これまでも実施してきた取り組みを一層推進し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。特に、一方的な事業の実施だけではなく、市民一人ひとりが行動変容に結びつけることができるような具体的な事業の推進を図ることで、「みんな笑顔でイキイキ明るい健康づくり」を目指します。

また、WHO（世界保健機関）が提唱する21世紀の健康戦略であるヘルスプロモーションの視点に立った「市民主体の健康づくり」を目指します。

ヘルスプロモーションの定義

人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである。



2 基本目標

基本目標1：自らの健康を守り、いきいきと充実した

健康生活の推進

自らの健康を守るという意識を持って健康寿命を延伸させることができるよう、生活習慣病に関する正しい知識の普及を図るための取り組みを推進します。

基本目標2：健全・健康な食生活をめざす取り組みの推進

一人ひとりが、食育を自分や家族の問題として認識し、具体的に食育に取り組むことができるような体制づくりのため、関係機関・団体での取り組みを進めるとともに、相互の連携・協力により情報の共有化を図ります。

基本目標3：自分と大切な人を守るために、生活の中から

たばこの煙を減らす取り組みの推進

たばこへの健康への影響についての正しい知識の普及・啓発及び生活の中からのたばこの煙を減らすための取り組みを推進します。

基本目標4：こころの健康を保ち、楽しみを持って

いきいきと自分らしく過ごせるための取り組みの推進

自分や周囲の人のこころの健康に関心を持つことができるようにするとともに、こころの健康を保つためのストレス対処法や悩みを抱えずに相談することの必要性の啓発、相談窓口についての適切な情報の提供を図ります。

基本目標5：体を動かす楽しさを見つけ、継続的な

運動習慣を身につけるための取り組みの推進

自分に合った運動を見つけ、継続的に運動ができるようにするための健康相談の実施による情報提供や運動に関する健康講座・教室などを実施し、運動するきっかけづくりをします。

基本目標6：歯と口腔の健康づくりの推進

子供の健やかな成長、様々な生活習慣病の予防等、全身の健康づくりに重要な役割を果たす「歯と口腔の健康づくり」のために、その取り組みを促進及び支援するとともに乳児期から高齢期までを通じて最適な歯と口腔の保健サービスを受けることができる環境整備を図ります。

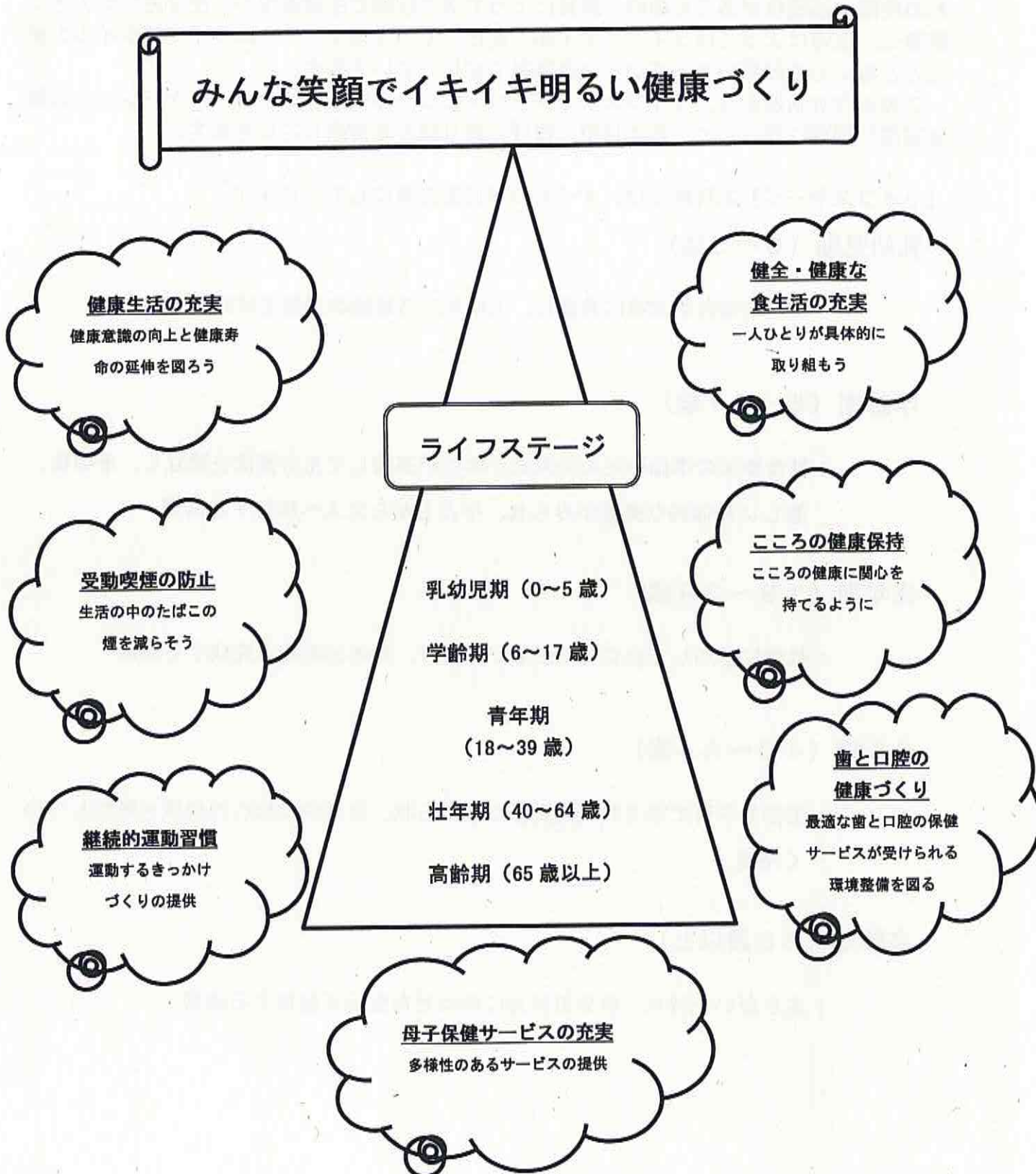
基本目標7：すべての子どもが健やかに育つための

取り組みの推進

すべての子どもが、健康と生命を守る母子保健サービスを受けることができるよう、個人や家庭環境の多様性を認識したサービスの提供に努めます。

3 施策の体系

《基本理念》



4 ライフステージの設定

ライフステージとは、人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職など）によって区分される生活段階のことをいいます。それぞれの段階は連続性があるものの、節目によって次の段階の生活環境や“生き方”が大きく変容し、場合によってはライフスタイルも変化していきます。さらにライフスタイルの変化とともにその段階が抱えている健康課題も変化していきます。

このような状況から、ライフステージを以下の5つの段階に区分し、ステージごとの健康実態や課題に着目して、基本目標に掲げた取り組みを推進していきます。

【ライフステージ】本計画では、すべての年代を対象にしていますが、

乳幼児期（0～5歳）

：生理的機能が次第に発達し、人格や生活習慣の基礎を確立する時期

学齢期（6～17歳）

：社会参加の準備のための家庭と学校が連携して生活習慣を確立し、その後、著しい身体的な発達がみられ、子どもから大人へ移行する時期

青年期（18～39歳）

：社会に参加して自立した生活が始まり、身体的機能も完成する時期

壮年期（40～64歳）

：労働や子育て等で社会的責任が求められ、身体的に現在の健康を維持していく時期

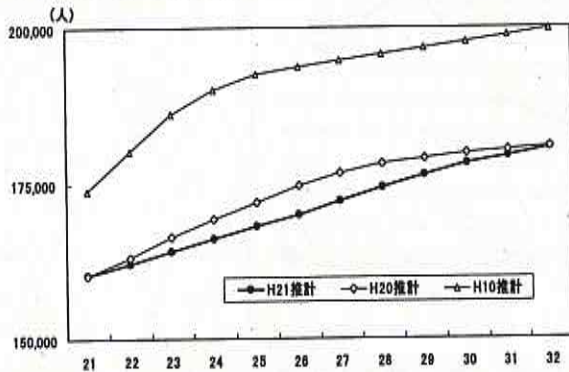
高齢期（65歳以上）

：生きがいを持ち、自分の体力に合わせた生活を維持する時期

第3章 流山市の現状

1 人口構造の状況

(1) 総人口の推移



平成20年の推計と平成21年の推計を比べると、平成32年はほぼ同じ推計結果となっています。しかし、途中の経過をみると、平成20年推計は平成27年ころまでの伸びが大きく、その後鈍化していますが、平成21年推計では、急激な伸びはなく安定した増加傾向となっています。

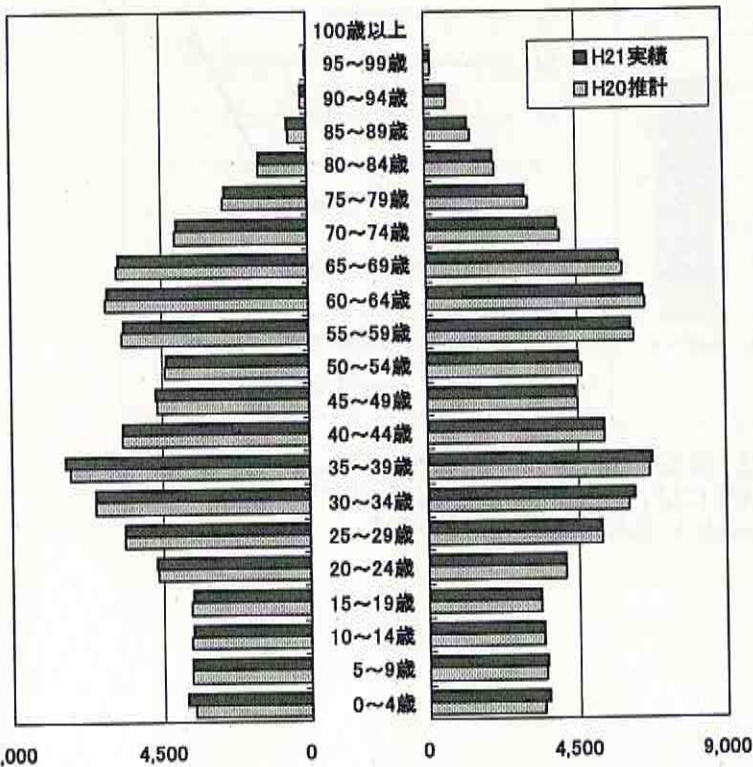
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
H21推計	180,119	182,107	184,101	186,025	188,020	189,882
H20推計	180,182	183,084	186,409	189,167	191,984	194,589
H10推計	173,682	180,019	188,099	190,050	192,539	193,563
	H27	H29	H30	H31	H32	
H21推計	172,072	176,306	178,013	178,346	180,630	
H20推計	176,638	178,974	179,714	180,309	180,786	
H10推計	184,588	196,636	197,661	198,886	199,711	

(2) 年齢別人口の推移

人口ピラミッド(平成21年4月1日時点)

(男)

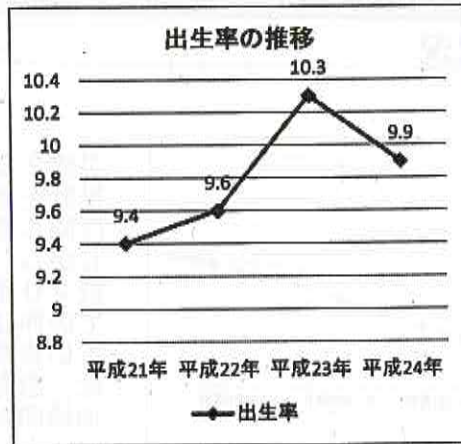
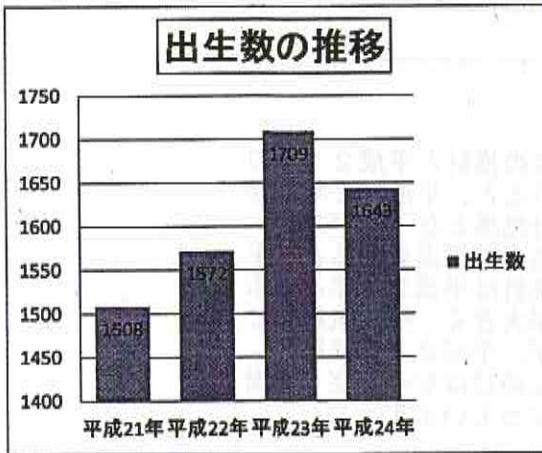
(女)



平成21年時点の人口を、平成20年推計と実績で比較すると、30歳代と4歳以下は実績のほうが多く、50歳以上は実績のほうが少なくなっています。30歳代女性が多いことは出生数の多くなる要因となり、高齢者が少ないことは死亡による減少が少なくなる要因となります。

【第1編】 総論

(3) 出生数と出生率



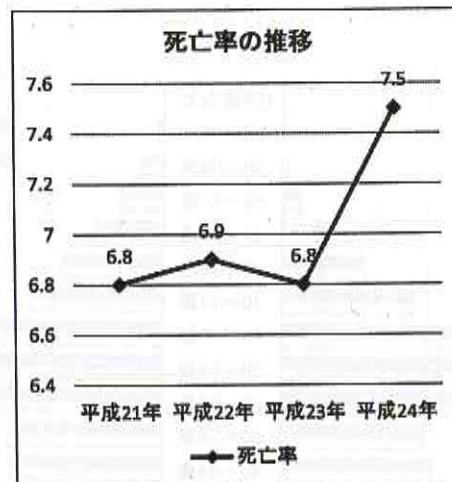
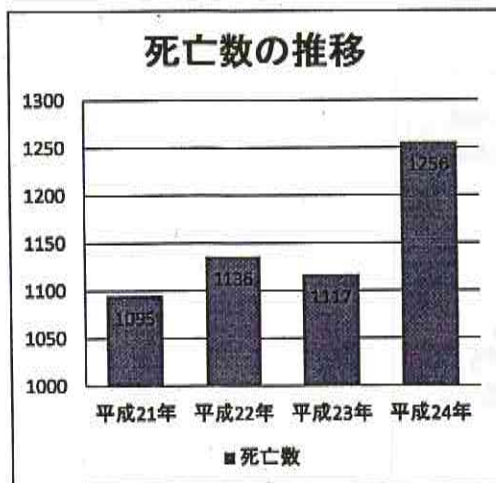
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
総数	1,508	1,572	1,709	1,643
男	772	844	876	—
女	736	728	833	—
出生率	9.4	9.6	10.3	9.9

出生率は、平成24年に前年と比較し減少してはいるものの、増加の傾向にあります。

松戸健康福祉センター管内で比較しても、最も高い状況になっています。平成24年では、管内平均が8.3であるのに対し、流山市は9.9となっており、1.6高い状況となっています。

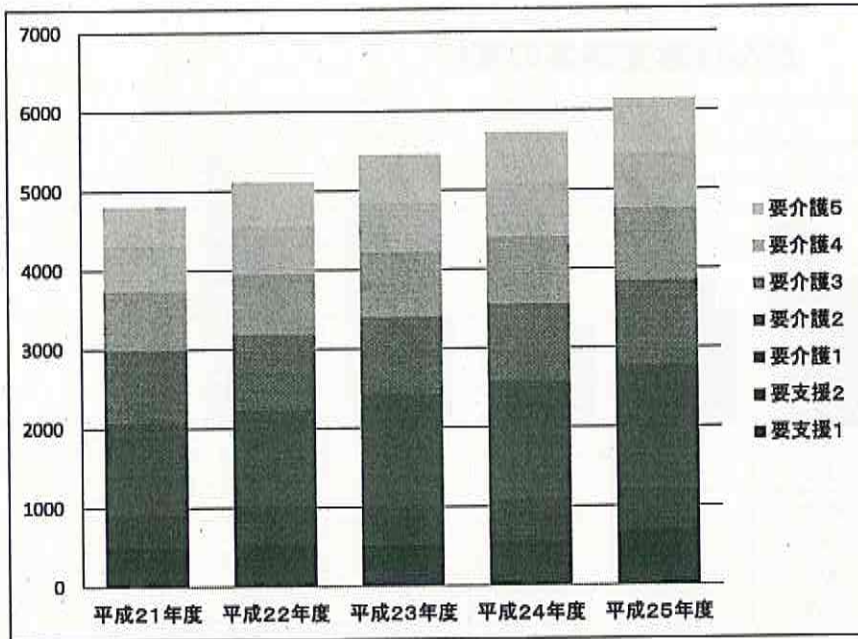
(松戸健康福祉センター事業年報より)

(4) 死亡数と死亡率



死亡者数、死亡率の推移は、平成21年から23年にかけては、1,100人前後を推移していましたが、平成24年には、平成21年から23年と比べ、120~161人増加しています。死亡率でみると0.5人以上増加しています。

2 要支援・要介護認定状況



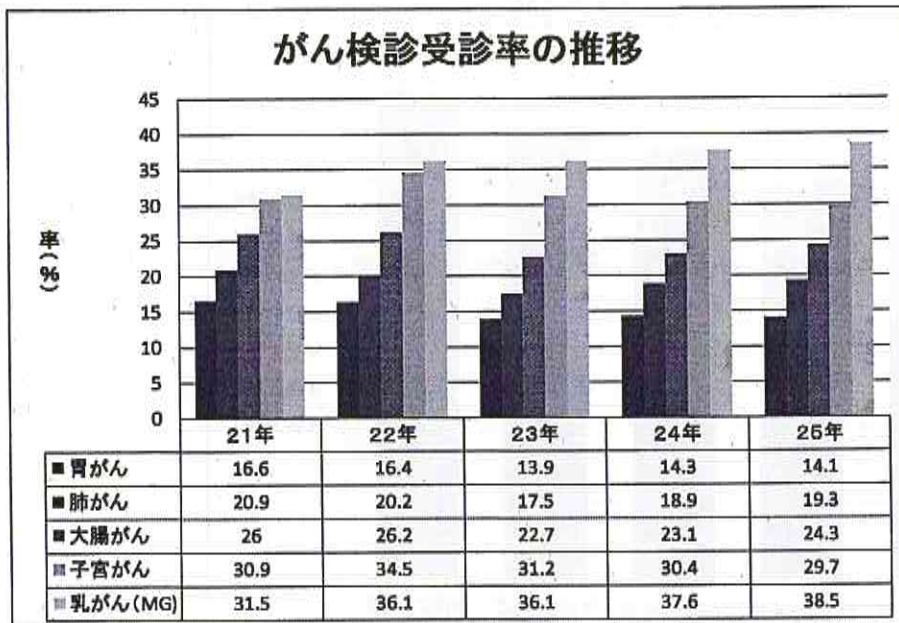
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成21年	489	413	1,174	922	743	564	500
平成22年	542	495	1,189	964	762	608	556
平成23年	528	495	1,407	970	818	630	599
平成24年	563	523	1,500	967	848	681	645
平成25年	682	528	1,574	1,058	911	706	686

要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者数は平成21年から平成24年にかけて、約300人ずつ増加しており、平成24年から平成25年にかけては、約400人増加しています。今後も増加傾向で推移すると予測されます。(平成21年から平成25年にかけて1.28倍。1,340人の増加)

【第1編】 総論

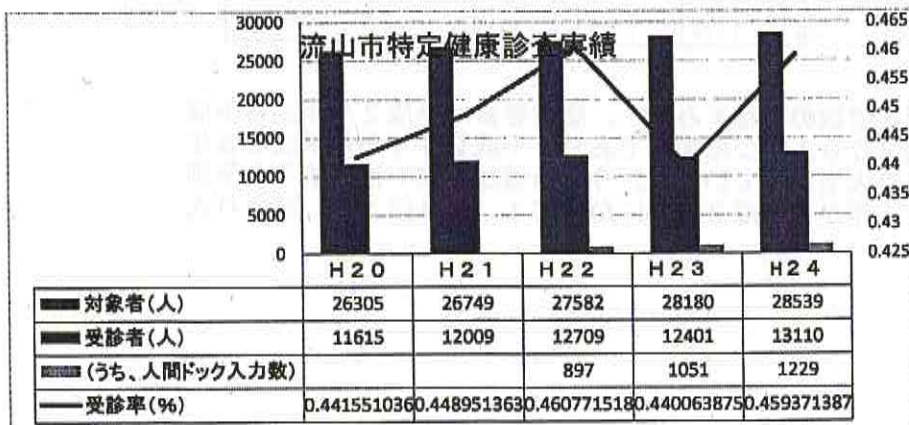
3 各種健(検)診の状況

(1)各がん検診受診率



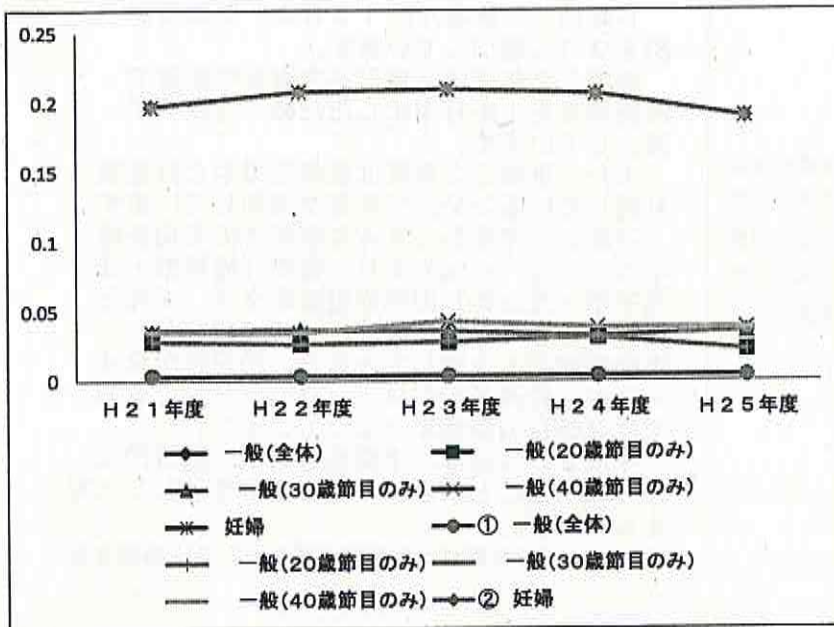
がん検診の受診率は、胃がんを除き増加傾向にあります。がん検診ごとに見ると、胃がん検診は、平成23年度より減少し、その後は横ばい状態となっています。大腸がん検診の受診率は、平成25年度から実施したがん検診推進事業による大腸がん検診無料クーポン及び検診手帳を特定の年を対象に送付したことにより、増加傾向となっています。乳がん検診（視触診）については、平成23年度より集団検診を廃止し、30歳代のみ個別で実施しています。

(2)特定健康診査受診率・特定保健指導利用率



特定健康診査については、対象者の増加に伴い、受診者も増加傾向にあります。受診率については、千葉県の実受診率35.7%(平成24年度)と比較すると高い割合となっています。特定保健指導については、対象者が増加しているのに対し、利用者は減少の傾向にあります。特定保健指導の利用率は、千葉県の実保健指導利用率%(平成24年度)と比較すると、低い割合となっています。

(3) 歯周病検診受診率



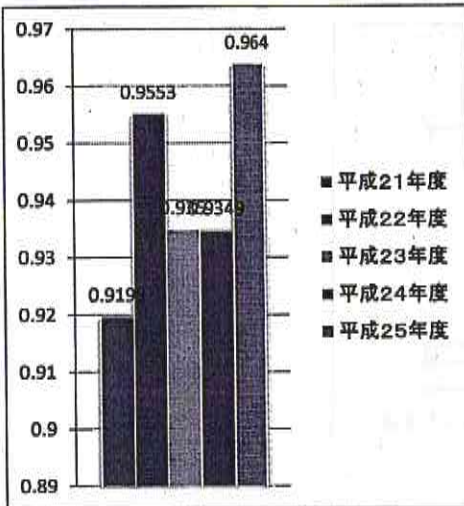
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
① 一般(全体)	0.38%	0.36%	0.40%	0.38%	0.39%
一般(20歳節目のみ)	2.86%	2.64%	2.79%	3.12%	2.24%
一般(30歳節目のみ)	3.61%	3.69%	3.58%	3.22%	3.56%
一般(40歳節目のみ)	3.52%	3.47%	4.29%	3.87%	3.81%
② 妊婦	19.72%	20.77%	20.93%	20.62%	18.97%

一般の歯周病検診は20歳(節目)、30歳(節目)、40歳以上と対象者が9万人超えとなるため、全体の受診率はかなり低くなっています。なかでも、20・30・40歳節目の市民には個別通知を行なっているため、受診率は3~4%前後を推移していますが、個別通知を実施していない41歳以上の受診率が極端に低い状況です。

妊婦の歯周病検診は母子健康手帳を交付時に個別案内(受診券の発行)を行っているため、受診率は20%前後の受診率を推移しています。

【第1編】 総論

(4)1歳6か月児健康診査受診率



5年間で対象者が約150人。受診者が約200人増加しています。

平成22年度は、東日本大震災の影響で健康診査を1か月中止したため、対象者が減少しています。

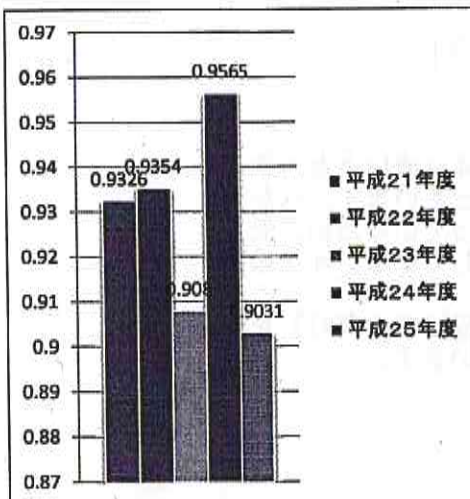
また、平成23年度は前年度の中止分を繰り越しているため、対象者が増加しています。

平成21年度から24年度までの平均受診率は、93.6%であり、管内（松戸市・我孫子市・流山市）の平均受診率93.4%と比較すると0.2%高くなっていますが、3市の受診率を比較してみると、松戸市が94.3%、我孫子市が91.0%であり、管内では2番目の受診率となっています。

平成25年度は、未受診者対策に積極的に取り組んだことにより、受診率が増加したと考えられます。

（参考資料：松戸健康福祉センター事業年報）

(5)3歳健康診査受診率



5年間で対象者が約200人。受診者が約250人増加しています。

平成22年度は、東日本大震災の影響で健康診査を1か月中止したため、対象者が減少しています。

平成21年度から24年度までの平均受診率は、92.5%であり、管内（松戸市・我孫子市・流山市）の平均受診率89.6%と比較すると2.9%高くなっています。また3市の受診率を比較してみても、松戸市が89.5%、我孫子市が85.3%であり、管内で最も高い受診率となっています。

（参考資料：松戸健康福祉センター事業年報）

4 調査結果からみられる市民の状況

(1) 調査の概要

【第1編 総論】

(2) 健康リスクの健康分析

(3) 調査結果からみられる市民意識

第2編：各論

【第2編：各論】

第1章 自分の健康を守り、いきいきと

充実した健康生活の推進

【取り組み全体の方向性】

ライフステージ別

【乳幼児期（0～5歳）】

《目標（めざす姿）》

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課

【学齢期（6～17歳）】

《目標（めざす姿）》

--

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課

【第2編：各論】

【青年期（18～39歳）】

《目標（めざす姿）》

--

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課

【壮年期（40～64歳）】

《目標（めざす姿）》

--

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課

【第2編：各論】

【高齢期（65歳以上）】

《目標（めざす姿）》

--

《数値目標》

項目（事業名称等）	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度

《市の取り組み》

具体的な内容	所管課

資料編

【資料編】

■ 審議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

委嘱区分	役職名	氏名	備考
福祉サービスの提供を受ける者代表する者			
ボランティア団体を代表する者			
社会福祉法人の役員または職員			
民生委員（児童委員）			
医師会を代表する者			
歯科医師会を代表する者			
学識経験を有する者			
関係行政機関の職員			
市民を代表する者			

【資料編】

■ 計画の策定過程

会 議 等	月 日	議 題 ・ 報 告
食育推進に係る アンケート調査	平成26年 7月～8月	○保育所・幼稚園（5歳児）の保護者 ○小学校5年生、中学校2年生の生徒 ○高校3年生の生徒
子育て世帯への アンケート調査	8月15日 ～10月6日	○3か月児健康診査及び3歳児健康診査 対象児の保護者
市民の健康に関する アンケート調査	9月17日 ～10月3日	○20歳以上の方
平成26年度 第9回福祉施策審議会	10月2日	

■ 答申書

■ アンケート調査結果のポイント

(仮称)流山市健康づくり支援計画

健康づくり支援計画・食育推進計画
歯と口腔の健康づくり支援計画・母子保健計画

—平成27年度～平成31年度—

(第1期計画)

平成27年(2015年)3月

企画・編集 : 流山市 健康福祉部 健康増進課
住 所 : 〒270-0121 千葉県流山市西初石4丁目1433番地の1
電 話 : 04-7154-0331

